

令和 3 年 9 月 3 日

清水町議会議長 桜 井 崇 裕 様

清水町議会総務産業常任委員会
委員長 鈴木 孝 寿

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 上下水道の状況と将来像について

2. 調査期日 令和 3 年 7 月 1 3 日

3. 調査の結果

平成 28 年台風 10 号災害後の水道・下水道事業施設の状況及び、人口減少が今後さらに進行していく中、水道・下水道事業の経営と施設の現状と課題、将来へ向けた取組方針について担当課である水道課から説明を受けて調査を実施した。

調査に当たっては、最初に小林川の取水施設及び、第 2 浄水場、清水下水終末処理場、御影排水処理場の 4 か所を現地調査し、その後、役場に戻り、水道課より説明を受けた。

【水道事業施設（現地調査）】

水道事業施設については、小林川の取水施設及び 6 か所ある浄水場（第 1・第 2・御影・熊牛・美蔓・下美蔓）のうち、第 2 浄水場を現地調査した。

- ・取水施設（小林川）

台風災害時において取水口が破壊され、その復旧への対応が大変厳しい状況であったことは既に承知のことであるが、復旧後の現状においても上流部の河川改修が行われていないため、定期的に取り水の土砂上げは必須であり、土砂の性質も災害以前の状況とは異なっているとの説明を受けた。

今後、小林川の改修に関しては、取水口のさらに上流に砂防ダム等の設置工事が計画されているとのことで、現状の土砂等の問題については、今後数年以内に改善されるであろうとの説明を受けた。

- ・第2浄水場

緩速ろ過方式を採用している第2浄水場は、昭和60年に供用を開始して以来35年以上が経過し、建物の外壁及び内部においても老朽化が目立ってきたことは否めない。機械装置も老朽化が進み、将来的に改修等が必要であるとの説明を受けた。また、ろ過専用の砂も北海道内での製造が少なくなっており、将来的には北海道外からの購入となるとの見通しについて説明を受けた。

【下水道事業施設（現地調査）】

下水道事業施設については、清水市街の汚水処理を行う清水下水終末処理場及び御影市街の汚水処理を行う御影排水処理場を現地調査した。

- ・清水下水終末処理場及び御影排水処理場

清水下水終末処理場は昭和61年に、御影排水処理場は平成4年に供用を開始している。下水道事業施設の更新については、平成25年度から開始している集落排水事業の更新事業が令和元年度に完了し、公共下水道事業については、令和2年度からストックマネジメント計画に基づき10年間の期間で更新事業を進めていくとの説明を受けた。また、両施設からの発生汚泥は、平成15年度からコンポスト施設により全量を町営牧場の草地に還元している。

【水道・下水道事業の現状と課題】

水道事業は、平成 27 年度より、上水道事業に御影簡易水道事業及び美蔓簡易水道事業を統合し、地方公営企業法を適用した水道事業会計となった。経営状況については、一般会計より、概ね繰出基準に基づいた繰入れを行ってきており、令和 4 年度までは現行料金体系を維持することができ、令和 5 年度以降は 3 年ごとの使用料の見直し時期に当たり、料金収入と事業計画により財政状況を注視しながら判断していくとのことである。施設については、全般的に老朽化の問題は避けて通れない。今回の調査では第 1 浄水場は現地調査の対象としなかったが、いずれにしても、第 1 浄水場（昭和 45 年供用開始）及び第 2 浄水場（昭和 60 年供用開始）の老朽化への早急な対策は必須と考える。配水管については、補助事業による管路の更新を進めてきているが、石綿管が一部残っており早急な対応が求められる。また、耐震性のあるものへの管路の更新についても今後の課題である。

下水道事業は、平成 27 年度より、公共下水道事業及び集落排水事業の 2 会計を 1 会計とし、水道事業と同様、地方公営企業法を適用した下水道事業会計となった。経営状況については、一般会計からは多額の繰入れを行っているところであるが、引き続き、欠損金が生じないように収益的収入である補助金と資本的収入である出資金のバランスを考えながら繰入れを行っていききたいとのことである。料金についても水道事業と同様、財政状況を注視しながら判断していくとのことである。施設については、昨今の気象状況を勘案し、ハザードマップと連動した雨水対策の強化が必要であるが、費用対効果を含めて関係課との協議が必要になると思われる。また、昨今、異物の混入が多く、特にコロナ禍において特筆すべきことは、ゴム手袋が多く見受けられるとのことである。機械故障の原因となるため、今一度広報等による町民への周知徹底を図る必要がある。

水道・下水道の両施設に関連して、漏水・不明水対策については計画的な調査を行い、水道・下水道事業の経営健全化のためにより一層取り組む必要がある。

【総括】

水道事業においては、老朽化への早急な対策が必要ではあるが、人口減少時代における水道事業の将来的な予測も不可欠である。現在、農業関係への水道の使用水量が増加傾向にあるとのことであるが、今後、人口がさらに減少していくことを考えると、水道事業の継続に関しては非常に運営そのものに厳しさを感じざるを得ない。令和3年度から、全水道施設の更新計画の策定作業を開始しているが、担当課としては、人口減少や未給水地域の解消などを総合的に勘案し、国営事業で整備した農業用水施設を含めた施設の統廃合も視野に入れた更新計画の検討が必要であるとのことである。今後、現状と将来を見据えた町の公共インフラの更新計画は水道課所管のものだけではなく、各課が横断して必要になると思われる。

また、水道・下水道事業に共通するが、役場内において技師を育てていく必要性を特に指摘したい。埋設してある管等は工事の成果品を見て図面上で判断できるものだが、これらを継続して管理していくには、熟練した技師の配置が必要になる。過去の災害の教訓からも、公共インフラに携わる職員の育成と配置には特段の留意が必要と思われる。町内の委託会社も同じく高齢化が進んでいる状況が見られる。技術の継承に際しては官民挙げての協力体制が必要だが、業務委託等の仕様に際しては、最低限の人数配置ではなく、将来を見据えた人員配置とそれに合わせた委託料の考え方を再考する必要があると思われる。さらに、将来を考えると、町の公共インフラ全体の維持管理に係る民間への委託の在り方そのものに言及する必要もある。今後の情勢を踏まえ、技術継承や人材確保等、事業の永続化の観点から、従来の民間会社単体で請け負う形から、共同化や組合化等による方法など、今から議論を始める必要性を強く感じる。以上、早急な取り組みをお願いし、所管事務調査の報告とする。